

随意契約の公表(水道局)

物品・修繕等

契約名称	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約によることとした理由	主管課
札幌市水道局ポトルドウォーター「さっぽろの水」製造	平成27年10月13日	ゴールドバック㈱	3,625,642	市内にペットボトル水の生産ラインを所有し、かつ、本市競争入札参加資格者である飲料品製造業者は十数社あるが、いずれも、「自社製品のみを製造している」などの理由により、請負ってくれる業者は一つもない中、ゴールドバック㈱は、本市競争入札参加資格者名簿に未登録ではあるが、恵庭市内にペットボトル自社工場を所有し、「さっぽろの水」を万本単位規模で製造することができる唯一の業者であるため、同社に発注することとする。 (根拠規定:地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	中部料金課
平成27年度冬の暮らしガイド作成	平成27年10月9日	山藤三陽印刷㈱	7,661,593	当該パンフレットは、市民の冬の暮らしに密接に関わる除雪及び水道凍結等に関する情報を掲載し、広報さっぽろ12月号の綴じ込みとして市内全戸に配布しているものであり、建設局雪対策室と水道局が共同発行している。 1冊の冊子形式で発行するため、読みやすさや見やすさの観点から、その企画・編集には統一性が必要となる。また、印刷・製本は一連の作業で行うことが経費及び時間的観点において効率的である。 このため、雪対策室分と水道局分は同一業者でなければ作成することはできない。 このことから、雪対策室が指名競争入札により契約した当該業者と特命随意契約を結ぶこととする。 (根拠規定:地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	総務課
白川第2浄水場返送ポンプほか整備修繕	平成27年10月19日	㈱荏原製作所北海道支社	5,400,000	本修繕の対象機器は、ろ過池洗浄排水を静置沈降させて上澄水を沈砂池に返送するためのポンプである。 この機器に不具合が発生すると、ろ過池洗浄作業に制約が生じ、浄水処理に大きな影響を及ぼすことになる重要な機器である。 本修繕は、対象機器の分解整備を行い、設備の機能回復を図るものである。 対象機器は、㈱荏原製作所北海道支社が独自の技術により設計・製作・据付したものであり、本修繕は機器の構造などの設計データを基に部品の製作・組立・試運転調整などの作業を行わなければ機器の機能回復は確保できず、また非常時の修理対応にも支障をきたすこととなる。 ㈱荏原製作所北海道支社は、当該機器の設計・製作及び据付を実施した業者であり、他業者では知り得ない本修繕に係る必要なデータを所持している唯一の業者である。以上より、他の業者では本修繕を履行することは出来ないため、上記業者を特定する。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	白川浄水場
西岡ポンプ場テレコン設備修繕	平成27年11月6日	㈱電制	2,376,000	本修繕の対象となるテレコン設備は、㈱電制が製造・据付したものであり、遠隔地にある機器の制御及び計測値の伝送を行うためのものであり、ポンプ場の監視・運用に不可欠な重要な設備である。当該修繕では、製造業者の技術基準に基づいた修繕・調整・良否判断を求めておりテレコン設備としての機能の維持・回復を図るものである。対象機器については、業者独自の技術開発により製作したものであり、設計・製造に関する未公開データや構造の専門知識に加え、過去の整備データを保有している業者でなければ、適正な修繕や総合的な性能確認および機能診断、劣化診断における良否判断ができず、他社では的確な履行が不可能である。この修繕を履行できるのは、製造者のみであり保守・サービス対応等の維持管理業務を行っており、上記の履行条件の全てを満たす唯一の業者であることから特定する。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	配水センター
西野浄水場薬注ポンプ整備修繕	平成27年11月11日	宝生産業㈱	2,235,600	本修繕の対象機器である西野浄水場PAC・ソーダ灰注込ポンプは、原水に凝集剤等の薬品を注入するための設備で浄水処理には欠かせない大変重要な機器であり、取水停止等の支障が無いよう正確・迅速に整備修繕する必要がある。 本設備は、日機装㈱にて製造したものであるが、ダイヤフラム・バルブ等の主要部品については、日機装㈱独自の開発部品であり、また整備に必要な技術、資料についても独自の仕様で一般に公開しておらず、日機装㈱若しくはその指定を受けたものでなければ入手することが出来ない。更に本修繕後の試運転や性能確認等の総合的な調整が必要であり、日機装㈱より代理店の指定を受け、本市宛に同社より当該機器の保守の依頼を受けている上記の技術、資料を有する宝生産業㈱以外では行うことはできない。 以上の理由から、他の業者では施工できないため、上記業者を特定する。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	藻岩浄水場
藻岩浄水場No.2脱水機ほか脱水機設備整備修繕	平成27年11月12日	月島機械㈱札幌支店	20,304,000	藻岩浄水場脱水機設備は、浄水処理工程で発生した浄水発生土を産業廃棄物として適正に処理するための重要な設備である。本修繕対象機器であるNo.2加圧脱水機、No.1汚泥圧入ポンプ、No.2ろ布洗浄ポンプ、No.1・2床排水ポンプ及び除塵機は脱水機設備の運用において欠くことのできない重要な機器である。 脱水機運転により発生する脱水浄水発生土及び脱水ろ液は、法令(廃棄物処理法及び関連法規)で定められた基準を常に満たしていなければならないため、本修繕は正確に履行されなければならない。 月島機械㈱札幌支店は、脱水機本体及び脱水機補機類全体を含めた脱水機システム全体の設計・施工を実施した業者である。機器納入以降もメンテナンス及び分解整備を実施しており、設置当初からの整備資料を保有している。また、機器の分解・組立や部品の磨耗・劣化具合の診断を行うための整備技術はメーカー独自の仕様である。これらの整備資料及び整備技術は一般に公開されていないため他の業者では入手できない。本修繕後の試運転や性能確認等の総合的な調整も必要であり、上記の技術、資料を有する業者以外では行うことができない。 以上の理由より、上記業者以外の施工は不可能であるため、上記業者を特定する。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	藻岩浄水場

白川浄水場脱水機整備修繕	平成27年11月12日	月島機械㈱ 札幌支店	17,064,000	<p>本修繕の対象設備は浄水処理工程で発生する沈澱池スラッジを加压脱水処理する設備であり、故障等の不具合が生じ排泥処理工程が滞ると沈澱池のスラッジ堆積量が管理値以上となり、沈降傾斜板の機能低下や沈澱水濁度の上昇など浄水処理に大きな影響を与える重要な設備である。</p> <p>本修繕は、脱水機本体及び付帯設備の分解整備・機器の構成部品の交換、動作状況の確認など総合的な試験調整を行い、設備の機能回復を図るものである。</p> <p>当該設備は白川浄水場専用に設計・製作・据付したもので、機器の構造及び設備のシステム構成などの設計データを基に、部品の調達・組立、試運転調整などの作業をおこなわなければ機器の機能回復は確保できず、また非常時の修理対応にも支障をきたすこととなる。</p> <p>上記業者は、当該設備の設計・製作及び据付を実施した業者であり、他業者では知り得ない本修繕に係る必要なデータを所持している唯一の業者である。</p> <p>以上より、他の業者では本修繕を履行することは出来ないため、上記業者を特定する。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)</p>	白川浄水場
白川第2浄水場9-12号沈澱池平底弁整備修繕	平成27年11月16日	前澤工業㈱ 北海道支店	5,616,000	<p>本修繕の対象機器は、沈澱池の定期清掃を行う際に池内の清浄水を河川に放流するための弁である。</p> <p>この機器に不具合が生じ定期的な池清掃に支障きたすと、沈澱池の適正な維持管理が出来なくなり、沈降傾斜板の機能低下や沈澱水濁度の上昇など、浄水処理に大きな影響を与える重要な機器である。</p> <p>本修繕は、平底弁の分解整備を行い、機器の構成部品の交換、動作状況の確認など、総合的な調整を行い、設備の機能回復を図るものである。</p> <p>対象機器は、前澤工業㈱北海道支店が独自の技術により設計・製作・据付を実施した機器であり、修繕の実施にあたっては、機器の構造などの設計データを基に部品の製作・組立、調整等の作業を行わなければ機器の機能回復は確保できず、また非常時の修理対応にも支障をきたすこととなる。</p> <p>前澤工業㈱北海道支店は、当該機器の設計・製作及び据付を実施した業者であり、他業者では知り得ない本修繕に係る必要なデータを所持している唯一の業者である。</p> <p>以上より、他の業者では本修繕を履行することは出来ないため、上記業者を特定する。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)</p>	白川浄水場
液体クロマトグラフ質量分析計修繕	平成27年11月27日	北海道和光純薬㈱	2,612,520	<p>当該「液体クロマトグラフ質量分析計」は、精密水質分析機械であるため、部品の供給及び保守作業等は、製造メーカーの日本ウォーターズ㈱のみが実施可能であり、これ以外の者では適正な履行ができない。北海道和光純薬株式会社は、日本ウォーターズ(株)の札幌市内唯一の代理店である。以上より、上記業者を特定する。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)</p>	水質管理センター
白川第1浄水場高圧受配電設備修繕	平成27年12月2日	三菱電機プラントエンジニアリング㈱ 東日本本部 北海道支社	1,080,000	<p>本修繕は、白川第1浄水場電気室に設置されている高圧受配電設備において、経年劣化した部品を交換し、設備の機能回復を図るものである。</p> <p>本修繕の対象となる設備は白川浄水場内へ電源を供給するものであり、浄水処理において最も根幹となる設備の一つである。</p> <p>対象設備は白川浄水場専用に設計されたプラント設備であり、本修繕にあたっては、設計データを基に作業を行わなければ設備の機能回復を確保できず、非常時の修理対応にも支障をきたすこととなる。</p> <p>また対象設備は白川浄水場専用に設計された変電システムの構成設備であり、本修繕にあたっては、一つのシステムとしての厳格な品質管理がなされなければならない。これらの要求に応えられるのは、製造業者である三菱電機(株)から設計データ及び保守点検・修繕を引き継いでいる三菱電機プラントエンジニアリング(株)が唯一の会社となっている。</p> <p>これらの理由から、他の業者では的確な履行が出来ないため、上記業者を特定する。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)</p>	白川浄水場
白川浄水場電力計量設備修繕	平成27年12月16日	三菱電機プラントエンジニアリング㈱ 東日本本部 北海道支社	1,404,000	<p>本修繕は、白川第1浄水場電気室に設置されている電力計量設備において、北海道電力㈱の電力取引用計器更新に対応した機材に交換し、設備の機能回復を図るものである。</p> <p>本修繕の対象となる設備は浄水処理において最も根幹となる設備の一つである特別高圧受電設備の一部で、電力量を計量する設備である。</p> <p>対象設備は白川浄水場専用に設計されたプラント設備であり、本修繕にあたっては設計データを基に作業を行わなければ設備の機能回復を確保できず、非常時の修理対応にも支障をきたすこととなる。</p> <p>この要求にこたえられるのは、製造業者である三菱電機㈱から設計データ及び保守点検・修繕を引き継いでいる三菱電機プラントエンジニアリング㈱が唯一の会社となっている。</p> <p>これらの理由から、ほかの業者では的確な履行ができないため、上記業者を特定する。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)</p>	白川浄水場
白川第1浄水場低圧動力切替盤修繕	平成27年12月16日	㈱正興電機製作所	1,360,800	<p>本修繕は、白川第1浄水場電気室に設置されている低圧動力切替盤において、劣化した部品を交換し、設備の機能回復を図るものである。</p> <p>本修繕の対象機器は、浄水処理を担うコントロールセンターなどへ電気を供給する配電機器である。また、停電時には他浄水場の電気室からの給電へ切り替え、負荷側の長時間の停電を回避する重要な機器である。</p> <p>当該機器は白川浄水場専用に設計・製作された機器であり、本修繕にあたっては、設計データを基に作業を行わなければ設備の機能回復を確保できない。また盤内で発生した不具合部分の修繕だけではなく、その発生原因について設計データを基にした検証も求めている。その設計データを保有しているのは、製造業者である(株)正興電機製作所だけである。</p> <p>これらの理由から、他の業者では的確な履行が出来ないため、上記業者を特定する。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)</p>	白川浄水場

随意契約の公表(水道局)

業務委託

契約名称	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約によることとした理由	主管課
財務会計システム InternetExplorer11対応業務	平成27年10月1日	㈱エヌ・ティ・ティ・データ北海道	1,015,200	本業務は、マイクロソフト社のサポートポリシー変更に伴うInternet Explorer11へのバージョンアップに対応するため、財務会計システムの改修等を行うものである。 この業務を的確に実施するためには、財務会計システム全体に対する正確な知識と経験が必要である。 また、本システムの構築に関する情報は、外部に公開されていないことから、他社では業務を遂行することはできない。 したがってこの業務を実施する能力を有している業者は、財務会計システムの構築を行った(株)エヌ・ティ・ティ・データ北海道の1社のみであることから、(株)エヌ・ティ・ティ・データ北海道を特定する。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	財務課
平成27年度「冬のくらしガイド」 綴じ込み業務	平成27年11月12日	㈱須田製版	1,094,850	「パンフレット「冬のくらしガイド」は、建設局雪対策室と水道局が共同発行しており、広報さっぽろ(以下「広報誌」という。)12月号に折り込む形で中綴じ製本し、市内全戸に配布している。 本件業務は、広報誌の作成・製本に密接に付帯している業務であり、また、広報誌作成・製本と一連の作業で行うことにより経費及び時間的な節減が可能である。 ついては、広報誌の本年度受注業者である当該業者を見積業者として特定することとする。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	総務課
財務会計システム機能改修業務	平成27年12月10日	㈱エヌ・ティ・ティ・データ北海道	4,752,000	本業務は、平成27年度決算調整に向けて、消費税率の引上げや会計制度の変更等に対応するため、財務会計システムの改修を行うものである。本システムは、(株)エヌ・ティ・ティ・データ北海道が構築し、運用支援や障害時の復旧作業等の保守を実施している。 この業務を的確に実施するためには、財務会計システム全体に対する正確な知識と経験が必要である。 また、本システムの構築に関する情報は、外部に公開されていないことから、他社では業務を遂行することはできない。したがってこの業務を実施する能力を有している業者は、財務会計システムの構築を行った(株)エヌ・ティ・ティ・データ北海道の1社のみであることから、(株)エヌ・ティ・ティ・データ北海道を特定する。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	財務課
高区配水施設計装設備点検業務	平成27年10月15日	美和電気工業㈱札幌支店	3,888,000	本業務の対象となる計装設備は、配水池・ポンプ場・配水幹線の配水量・水位等を計測し、運転制御及び配水情報管理システムによって監視するものであり、高区配水施設および配水幹線の運用に必要な不可欠な重要な設備である。当該業務では、製造メーカーの技術基準に基づいた点検・調整・良否判断を求めている。当該設備には製造メーカー独自の技術開発部分が多く、外部には公開されていない設備仕様および詳細なデータを保有している業者でなければ、機能診断における良否判定や、機器内部設定値の調整が出来ない。左記業者は、当該設備の製造メーカーである横河電機㈱から技術・データおよび保守サービス業務の継承を受けた道内で唯一の業者であり、左記業者以外では本業務を遂行することが出来ないことから特定するものである。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	配水センター
マッピングシステム クライアント機器設定業務	平成27年10月22日	ドコモ・システムズ㈱	1,134,000	本業務は、マッピングシステムクライアント機器設定に係る業務であり、このシステムを熟知している必要がある。上記業者は、マッピングシステムの製造メーカーであり、システム環境におけるサーバ・端末機・通信機器の設定に関する特有な仕様に精通している。また、マッピングシステムは、同社のライセンスであり、システムの内部情報は公開されていないため、同社以外には考えられない。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	給水課
逆流防止付メーターパッキン 検証調査業務	平成27年11月11日	札幌市管工事業協同組合	1,944,000	本業務は、給水装置における新たな逆流防止対策として検討中の逆流防止付メーターパッキンの導入に対する水道利用者の利便性の検証を図るため、各給水栓使用時の流量・水圧測定及びデータ分析をおこなうものである。 (1)流量測定に必要な電子式メーター及び逆流防止付メーターパッキンの設置については、給水装置工事の施行者として位置付けされる指定給水装置工事事業者が行わなければならない。また、電子式メーターの出力信号とデータ収集機器との互換性を図るための調整及び逆流防止付メーターパッキンの詳細仕様と収集データとの分析をおこなうものであることから、各関連メーカーとの協力体制が必要である。 (2)調査対象者の日常生活に影響を与えないよう限られた時間内での迅速な調査の実施が求められ、かつ、調査対象者が市内全域であることから、一貫した施工体制のもとでの臨機応変な現場対応と施工監視能力が必須となる。 (3)標記業者は、中小企業等協同組合法により設立された事業協同組合であり、平成12年12月に官公需適格組合をも認証取得しており、水道業務に対する認識が深く、本件業務の受託体制を整え、効率よく対応できる組織である。 以上の履行条件を満たす業者は、指定給水装置工事事業者の組合員並びに測定機器及び材料製造メーカーの賛助会員で構成されている標記業者だけであることから、特定するものである。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	給水装置課